

令和元年度第八回(十一月)

諫早市農業委員会総会

議事録

# 令和元年度諫早市農業委員会 第8回総会議事録

1 開催日時 令和元年11月29日(金) 開会 午後2時00分 ~ 閉会 午後3時00分

2 開催場所 諫早市役所 本館5階 大会議室

3 出席委員 (19人)

会 長 20番 山開博俊

会長職務代理者 19番 小森俊夫

農 業 委 員 1番 池田つや子 2番 久保 繁 3番 中尾貞治

4番 久本純造 5番 立森和富 6番 前田貞松

7番 末永 進 8番 菅原篤博 9番 長谷川 博

10番 山口勇満 11番 西村ふじ子 12番 馬場誠治

13番 増山太大 14番 横田親紀 15番 澤久 進

16番 西尾正信 18番 野副栄治

4 欠席委員 (1人)

17番 池田武弘

5 付議事件

第1号 農地法第3条の規定による許可申請書審議の件

第2号 農地法第4条の規定による許可申請書審議の件

第3号 農地法第5条の規定による許可申請書審議の件

第4号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件

第5号 農地中間管理事業に係る「農用地利用配分計画」に対する意見聴取の件

6 報 告

第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書受理の件

第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件

第3号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件

第4号 農地法第5条の規定による農地転用届出受理通知書の取消願の件

第5号 農業用施設届出書受理の件

第6号 農地改良等届出書受理の件

第7号 非農地通知届出書受理の件

7 その他

## 8 事務局

局長 宇野和利      次長 寿柳知己      主任 半田智也  
事務職員 中山幸一      事務職員 山内 裕

## 9 議 事

(開会)

議 長      これより、「令和元年度 諫早市農業委員会 第8回総会」を開会いたします。  
                 総会の定足数について、事務局より報告願います。

事 務 局      総会の定足数につきまして、ご報告いたします。  
                 農業委員会の在任委員20名中、19名の出席で定足数に達していますので、総  
                 会が成立していることをご報告いたします。なお、17番・池田武弘委員から欠席  
                 の届出がっております。

                 以上で、報告を終わります。

議 長      それでは議事に入る前に、諫早市農業委員会総会 会議規則第19条第2項に規  
                 定の議事録署名人を定めたいと存じます。

                 私に、ご一任いただければ指名したいと思いますが、いかがでしょうか。

                 (「異議なし」と言う者あり)

議 長      異議なしということですので、議事録署名人に6番・前田貞松委員、13  
                 番・増山太太委員のご両人をお願いいたします。

                 それでは、議事に入りますが、議事進行上、発言される際は、挙手をし、議長の  
                 許可を受けてから、氏名を告げて発言をお願いします。

                 また、発言は、簡明に、議題外、又はその範囲を越えないようにお願いします。

(議案第1号)      それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を議題  
                 といたします。事務局から、説明をお願いします。

事 務 局      議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

                 1番、小野地区、川内町の農地1筆、1,239㎡について、農業経営規模拡大  
                 を行うため購入する申請です。権利取得後の農地面積は22,726㎡で、農業委  
                 員会が定める下限面積を超えています。トラクターやコンバイン等の機械は所有さ  
                 れており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に43年間従事され、  
                 譲受人宅から申請地までは車で約3分ありますので、機械、労働力、技術、通作  
                 距離に問題は無いと思われます。以上で説明を終わります。

議 長      議案第1号の説明がありましたので、1番・小野地区担当の委員さん補足説明を  
                 お願いします。

委 員      1番の補足説明をいたします。1番の農地を地区推進委員と確認してきました。  
                 権利取得後は、購入した農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれま  
                 す。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調  
                 整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法  
                 第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見  
                 でした。ご審議をよろしくお願いします。

議 長 1 番の説明がありました。何かご質問はありませんか。  
 (「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1 番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
 (「異議なし」と言う者あり)

議 長 (議案第 2 号) ご異議がないようですので、1 番は、申請どおり許可することに決定いたします。次に、議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から、説明をお願いします。

事 務 局 議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。  
 1 番、飯盛町の田 1 筆 1, 8 8 7 m<sup>2</sup>の農地について、宅地の一部と併せて合計 1, 9 0 2 m<sup>2</sup>を農業用施設とする追認の申請となります。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については第 2 種農地に該当します。申請地ですが、雨水については水路へ放流し、昭和 6 1 年頃に園芸栽培施設として 3 棟建設済でございます。農地を許可なく転用していたということで顛末書が提出されております。また、隣接する農地所有者等との協議報告書が添付されております。なお、本件にかかる追加の資金はございません。  
 2 番、高来町の畑 2 筆 7 1 m<sup>2</sup>の農地について、通路用地とする追認の申請となります。農地区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については第 2 種農地に該当します。申請地ですが、雨水については自然流下で道路側溝へ放流し、通路は平成元年頃に建設済でございます。農地を許可なく転用していたということで顛末書が提出されております。なお、隣接する農地はありません。また、本件にかかる追加の資金はございません。  
 議案第 2 号の説明については、以上となっております。

議 長 議案第 2 号の説明がありましたので、1 番・飯盛地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 委員補足説明を致します。担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、事業計画書、土地利用計画図等から判断して申請内容は適正であると思われま。ご審議よろしくをお願いします。

議 長 1 番の説明がありました。何かご質問はありませんか。  
 (「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1 番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
 (「異議なし」と言う者あり)

議 長 (議案第 2 号) ご異議がないようですので、1 番は、申請どおり許可することに決定いたします。次に、2 番・高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

議 長 委員補足説明を致します。2 番の農地について、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、事業計画書、土地利用計画図等から判断して申請内容は適正であると思われま。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 2 番の説明がありました。何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、2番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、2番は、申請どおり許可することに決定いたします。  
議長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から、説明をお願いします。

事務局 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。個別の説明に入る前に1点報告がございます。今回の議案第3号の5番、西里町の畑2筆1, 866㎡の転用の件につきまして、11月28日付けで取下申立書の提出がっております。よって5番は取下げということをお願いします。それでは説明に入りたいと思います。

1番、栄田町の畑1筆318㎡の農地について、居宅1棟を建築する転用申請です。契約内容は使用貸借30年、区域区分は市街化調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当します。申請地ですが、建物は軽量鉄骨造の平屋建、汚水等は合併浄化槽を通じて道路側溝へ放流、隣接する農地所有者等との協議書が添付されております。資金については融資証明で確認しています。また、都市計画法第29条第1項の規定による開発許可申請中です。

2番、宗方町の畑1筆499㎡について、居宅1棟を建築する転用申請です。本件は、先月の総会においてご審議いただいた中で、工期及び建築工事費において疑義が生じ、工程表、契約書及び誓約書の提出をしたうえで再度審議を行うということで保留となったものでございます。申請者から工程表及び誓約書の提出があり、契約書については他の建築会社に発注せずに自社で施工するという事で、契約書ではなく、その旨を説明した「農地法第5条許可申請の添付書類について」という書類と見積書の提出がっております。なお、工程表については、工期を令和1年12月16日から令和2年11月30日までの約1年間となっており、また、見積書については申請書に記載してある各費用についての明細を記載しております。

3番、有喜町の畑2筆932㎡について、駐車場用地32台とする転用申請です。契約内容は売買。区域区分はその他区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当します。申請地ですが、砂利舗装を実施し、雨水については申請地の隣の駐車場内に既に設置してある側溝へ放流します。隣接する農地所有者等との協議書が添付されております。資金については残高証明で確認しています。

4番、長田町の畑1筆1, 521㎡について、農業用施設(畜舎用駐車場)とする転用申請で、11月5日付で農用地区域の軽微な変更の決定がでているものです。契約内容は売買。区域区分はその他の区域、農振農用地です。農地の立地基準については農用地に該当しておりますが、農業用施設の設置のため、不許可の例外に該当しております。申請地ですが、砂利敷をし、雨水及び汚水の排水については申請地内に新たに側溝を設置し、既存の排水施設へ接続します。隣接する農地所有者等との協議書が添付されております。資金については残高証明で確認しています。

6番、西里町の田及び畑5筆2, 427㎡の農地と隣接の併用地と併せて合計2,923㎡について、特定建築条件付土地とする転用申請です。区域区分は市街化調整区域、農振白地です。農地の立地基準については長田出張所から300m以内にあり、第3種農地に該当します。申請地ですが、建物は木造2階建てが7棟、木造平屋建てが4棟の計11棟を建築します。雨水は水路へ、汚水については合併浄化槽を通じて道路側溝へ放流します。隣接する農地所有者等との協議書が添付されております。資金については残高証明及び融資証明で確認しています。また、都市計画法第29条第1項の規定による開発許可申請中です。

7番、多良見町中里の田6筆1,975㎡を特定建築条件付土地とする申請です。区域区分は市街化調整区域、農振白地です。農地の立地基準については申請地が水道・下水道の2管が通る道路に接しており、500m以内に2つ以上の公共施設があるため、第3種農地に該当します。建物は木造2階建ての8棟を建築し、雨水は水路へ、汚水については公共下水道接続、隣接する農地はありません。資金については融資証明で確認しています。また、都市計画法第29条第1項の規定による開発許可申請中です。

8番、飯盛町久保の田1筆219㎡について、農業用施設（灌水施設）とする転用申請です。契約内容は売買。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当します。申請地ですが、一部砂利で転圧をし、水タンク、ポンプ機械室及び搬出用の駐車場として利用し、雨水については水路へ放流します。隣接する農地所有者等との協議書が添付されております。資金については融資証明で確認しています。

9番、小長井町小川原浦の畑1筆248㎡について、倉庫1棟を建築する転用申請です。契約内容は売買、区域区分はその他区域、農振白地でございます。農地の立地基準については申請地が水道・下水道の2管が通る道路に接しており、かつ、500m以内に2つ以上の公共施設があるため、第3種農地に該当します。建物は木造スレート葺平屋建、雨水排水については水路へ放流、隣接する農地はありません。資金については残高証明で確認しています。

10番、小長井町遠竹の畑2筆361㎡の農地について、居宅1棟を建築する転用申請です。契約内容は売買、区域区分はその他の区域、農振白地で、農地の立地基準については第2種農地に該当します。建物は木造平屋建、雨水は側溝へ、汚水等は公共下水道へ接続、隣接する農地所有者等との協議書が添付されております。資金については融資証明で確認しています。

議案第3号については、以上となっております。

議長 議案第3号の説明がありましたので、1番・諫早地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 1番の補足説明を致します。

担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 1番の説明がありました。何かご質問はありませんか。  
 (「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
 (「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番は申請どおり許可することに決定いたします。  
 議 長 次に、2番・小野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。  
 委 員 2番の補足説明を致します。担当地区の推進委員と再度現地調査を行い、地区協議会で再度協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書及び添付書類等から判断して適正であると思われま。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 2番については、前回保留案件分で事務局から説明がありました。担当地区の委員からも許可相当でないかということですのでけれども何かご質問等はありませんか。  
 委 員 工程表どおりに進んでいるか随時確認していきたいと思ひます。  
 議 長 よろしくお願ひいたします。他に何かご質問等はありませんか。  
 (「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、2番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
 (「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、2番は、申請どおり許可することに決定いたします。  
 議 長 次に、3番・有喜地区担当の委員さん補足説明をお願いします。  
 委 員 3番の補足説明を致します。  
 3番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われま。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 3番について、何かご質問はありませんか。  
 (「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、3番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
 (「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、3番は、申請どおり許可することに決定いたします。  
 議 長 次に、4番と6番・長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。  
 委 員 4番の農地について、補足説明をします。担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われま。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

委 員 6番の農地について、補足説明をします。担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われま。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 4番と6番について、何かご質問はありませんか。  
 (「なし」と言う者あり)

- 議 長 ご質問がないようですので、4番と6番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
 (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、4番と6番は申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、7番・多良見地区担当の委員さん補足説明をお願いします。  
 委員 委員補足説明を致します。  
 7番の農地について、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われ  
 ます。ご審議のほどよろしくをお願いします。
- 議 長 7番について、何かご質問はありませんか。  
 (「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、7番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
 (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、7番は、申請どおり許可することに決定いたします。  
 議 長 次に、8番・飯盛地区担当の委員さん補足説明をお願いします。  
 委員 委員補足説明を致します。  
 8番の農地について、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議  
 したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われ  
 ます。ご審議のほどよろしくをお願いします。
- 議 長 8番について、何かご質問はありませんか。  
 委員 灌水施設とはどのようなものですか。  
 事務局 現在は多少荒地になっているのですが、水は申請地の奥側から入ってくる所です。  
 そのような場所にポンプとタンクを設置して、一部は水を搬出するための駐車場と  
 して利用すると申請者から説明がっております。
- 議 長 他に何かご質問はありませんか。  
 (「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、8番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。  
 (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、8番は、申請どおり許可することに決定いたします。  
 議 長 次に、9番と10番・小長井地区担当の委員さん補足説明をお願いします。  
 委員 委員補足説明を致します。  
 9番と10番の農地について、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議  
 会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正である  
 と思われ  
 ます。ご審議のほどよろしくをお願いします。
- 議 長 9番と10番について、何かご質問はありませんか。



(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、9番と10番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、9番と10番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定審議の件」を議題  
(議案第4号) といたします。事務局から、説明をお願いします。

事 務 局 議案第4号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定審議の件」についてご説明いたします。

1番、小栗地区、鷲崎町の農地1筆、2,504㎡を、引き続き農業経営を行うため、賃貸借6年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻の生産を主体に経営されています。

2番、小栗地区、小ヶ倉町の農地1筆、1,921㎡を、引き続き農業経営を行うため、賃貸借10年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、馬鈴薯、人参、生姜の生産を主体に経営されています。

3番、小野地区、赤崎町の農地2筆、5,456㎡を、引き続き農業経営を行うため、賃貸借3年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻の生産を主体に経営されています。

4番、小野地区、赤崎町の農地3筆、9,521㎡を、引き続き農業経営を行うため、賃貸借10年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻、麦の生産を主体に経営されています。

5番、小野地区、小野島町の農地1筆、717㎡を、引き続き農業経営を行うため、賃貸借20年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻、麦の生産を主体に経営されています。

6番から7番は借受人が同一の案件です。

6番、小野地区、小野島町の農地1筆、1,388㎡、

7番、小野地区、小野島町の農地2筆、1,490㎡、計3筆2,878㎡を引き続き農業経営を行うため、賃貸借10年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻、麦の生産を主体に経営されています。

8番から18番は借受人が同一の案件です。

8番、小野地区、小野島町の農地1筆、3,453㎡、

9番、小野地区、小野島町の農地4筆、13,642㎡、

10番、小野地区、小野島町の農地2筆、9,719㎡、

11番、小野地区、小野島町の農地3筆、17,264㎡、

12番、小野地区、小野島町の農地2筆、7,258㎡、

13番、小野地区、小野島町の農地1筆、2,034㎡、

14番、小野地区、小野島町の農地3筆、3, 875㎡、  
15番、小野地区、小野島町の農地1筆、2, 792㎡、  
16番、小野地区、小野島町の農地2筆、2, 574㎡、  
17番、小野地区、小野島町の農地1筆、1, 301㎡、  
18番、小野地区、小野島町の農地3筆、17, 752㎡、

計23筆81, 664㎡を引き続き農業経営を行うため、賃貸借10年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻、麦、大豆の生産を主体に経営されています。

19番、小野地区、川内町の農地1筆、2, 196㎡を、引き続き農業経営を行うため、賃貸借年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻、麦の生産を主体に経営されています。

20番、有喜地区、早見町の農地1筆、1, 874㎡を、引き続き農業経営を行うため、賃貸借10年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、馬鈴薯、人参の生産を主体に経営されています。

21番から23番は借受人が同一の案件です。

21番、有喜地区、早見町の農地2筆、2, 588㎡、

22番、有喜地区、早見町の農地1筆、830㎡、

23番、有喜地区、早見町の農地1筆、554㎡、計4筆3, 972㎡を引き続き農業経営を行うため、賃貸借6年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、馬鈴薯、人参、大根の生産を主体に経営されています。

24番から25番は借受人が同一の案件です。

24番、有喜地区、早見町の農地3筆、3, 108㎡、

25番、有喜地区、天神町の農地2筆、2, 886㎡、計5筆5, 994㎡を引き続き農業経営を行うため、賃貸借10年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、人参、馬鈴薯の生産を主体に経営されています。

26番から29番は借受人が同一の案件です。

26番、有喜地区、早見町の農地1筆、599㎡、

27番、有喜地区、早見町の農地5筆、3, 407㎡、

28番、有喜地区、早見町の農地1筆、1, 033㎡、

29番、有喜地区、早見町の農地1筆、1, 120㎡、計8筆6, 159㎡を引き続き農業経営を行うため、賃貸借10年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、人参、馬鈴薯の生産を主体に経営されています。

30番、有喜地区、天神町の農地2筆、2, 245㎡を、引き続き農業経営を行うため、賃貸借10年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、人参の生産を主体に経営されています。

31番、本野地区、上大渡野町の農地1筆、5, 442㎡を、農業経営規模拡大を行うため、賃貸借3年で借り入れる新規の申出です。申出人は、生姜、長ネギの生産を主体に経営されています。

32番、長田地区、長田町の農地1筆、2, 357㎡を、引き続き農業経営を行

うため、賃貸借10年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻、玉ねぎの生産を主体に経営されています。

33番、長田地区、高天町の農地1筆、1,874㎡を、農業経営規模拡大を行うため、賃貸借20年で借り入れる新規の申出です。申出人は、トマト、ブロッコリーの生産を主体に経営されています。

34番、森山地区、森山町本村の農地7筆、8,476㎡を、引き続き農業経営を行うため、賃貸借10年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻、ミニトマトの生産を主体に経営されています。

35番、森山地区、森山町本村、森山町田尻の農地5筆、3,807.52㎡を、引き続き農業経営を行うため、賃貸借10年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻、麦の生産を主体に経営されています。

36番、森山地区、森山町本村、森山町田尻の農地14筆、6,201.88㎡を、引き続き農業経営を行うため、賃貸借10年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻の生産を主体に経営されています。

37番から38番は借受人が同一の案件です。

37番、森山地区、森山町杉谷の農地2筆、3,213.97㎡、

38番、森山地区、森山町杉谷の農地1筆、2,128㎡、計3筆5,341.97㎡を引き続き農業経営を行うため、賃貸借10年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻、麦の生産を主体に経営されています。

39番、森山地区、森山町上井牟田の農地1筆、1,703㎡を、引き続き農業経営を行うため、賃貸借10年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻、麦、大豆の生産を主体に経営されています。

40番、飯盛地区、飯盛町後田の農地1筆、2,964㎡を、引き続き農業経営を行うため、賃貸借10年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、馬鈴薯、人参の生産を主体に経営されています。

41番から42番は借受人が同一の案件です。

41番、飯盛地区、飯盛町後田の農地1筆、1,257㎡、

42番、飯盛地区、飯盛町開の農地1筆、4,058㎡、計2筆5,315㎡を引き続き農業経営を行うため、賃貸借6年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、馬鈴薯、人参の生産を主体に経営されています。

43番、飯盛地区、飯盛町後田の農地1筆、347㎡を、引き続き農業経営を行うため、賃貸借6年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、馬鈴薯の生産を主体に経営されています。

44番、飯盛地区、飯盛町上原の農地1筆、3,675㎡を、引き続き農業経営を行うため、賃貸借10年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻、馬鈴薯、人参の生産を主体に経営されています。

45番、高来地区、高来町三部壺の農地2筆、2,809㎡を、農業経営規模拡大を行うため、賃貸借20年で借り入れる新規の申出です。申出人は、いちご、水稻の生産を主体に経営されています。

46番、高来地区、高来町三部壱の農地1筆、1,566㎡を、引き続き農業経営を行うため、賃貸借6年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻、いちごの生産を主体に経営されています。

47番、高来地区、高来町上与の農地2筆、3,068㎡を、引き続き農業経営を行うため、賃貸借10年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、菊の生産を主体に経営されています。

48番、高来地区、高来町平田の農地5筆、5,533㎡を、引き続き農業経営を行うため、賃貸借3年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻、ゴーヤ、アスパラの生産を主体に経営されています。

49番から50番は借受人が同一の案件です。

49番、高来地区、高来町富地戸の農地1筆、1,568㎡、

50番、高来地区、高来町富地戸の農地1筆、1,951㎡、計2筆3,519㎡を引き続き農業経営を行うため、賃貸借3年で借り入れる再設定の申出です。申出人は、水稻、キャベツ、ゴーヤの生産を主体に経営されています。

51番、小野地区、赤崎町の農地1筆、1,539㎡を、耕作に便利のため、購入する申出です。申出人は、水稻の生産を主体に経営されています。申出人は、の生産を主体に経営されています。

以上、1番～51番までの申し出は、権利取得後の全ての農地について、年間を通して耕作されると認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。以上で説明を終わります。

議 長 議案第4号の説明がありました。1番から18番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番から18番は、申出どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番から18番は、申出どおり許可することに決定いたします。

議 長 次の議案第4号の19番は、11番委員に関する事項でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、11番委員の退席を求めます。

(11番委員退席)

議 長 議案第4号の19番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、19番は申出どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、19番は申出どおり許可することに決定いたします。11番委員の入場を求めます。

(11番委員・入場→着席)

議長 次に、20番から51番について、何か質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、20番から51番は、申出どおり許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、20番から51番は、申出どおり許可することに決定いたします。

議長 続きまして、関連がありますので、議案第4号の52番から70番、議案第5号(議案第4,5号)「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画に対する意見聴取の件」について、一括して議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第4号の52番から70番、また、議案第5号を説明します。

議案第4号の52番、諫早地区、日の出町の農地2筆、1, 112㎡、

議案第4号の53番、本野地区、上大渡野町の農地1筆、1, 205㎡、

計2, 317㎡を、議案第5号の1番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、大根、玉ねぎの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第4号の54番、小野地区、小野島町の農地3筆、8, 459㎡を、議案第5号の2番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦、大豆の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第4号の55番、多良見地区、多良見町舟津の農地1筆、1, 216㎡、

議案第4号の56番、多良見地区、多良見町舟津、多良見町佐瀬の農地2筆、6, 468㎡、

議案第4号の57番、多良見地区、多良見町佐瀬の農地2筆、2, 963㎡の計10, 647㎡を、議案第5号の3番に賃貸借10年及び使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、みかんの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用と農業経営規模拡大に繋がります。

議案第4号の58番、森山地区、森山町本村の農地1筆、5, 913㎡を、議案第5号の4番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用と農業経営規模拡大に繋がります。

議案第4号の59番、森山地区、森山町本村の農地1筆、8, 778㎡を、議案第5号の5番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用と農業経営規模拡大に繋がります。

議案第4号の60番、森山地区、森山町本村、の農地2筆、4, 039㎡を、議

案第5号の6番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、ミニトマトの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用につながります。

議案第4号の61番、森山地区、森山町本村の農地1筆、2,901㎡を、議案第5号の7番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大につながります。

案第4号の62番、森山地区、森山町本村の農地1筆、2,453㎡を、議案第5号の8番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦、大豆の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大につながります。

議案第4号の63番、森山地区、森山町本村の農地1筆、7,373㎡を、議案第5号の9番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、メロン、レタスの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大につながります。

議案第4号の64番、森山地区、森山町田尻の農地1筆、884㎡を、議案第5号の10番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦、大豆の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用につながります。

議案第4号の65番、飯盛地区、飯盛町山口の農地1筆、1,674㎡を議案第5号の11番に貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯、人参、大根の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大につながります。

議案第4号の66番、高来地区、高来町溝口の農地2筆、1,622㎡、

議案第4号の67番、高来地区、高来町山道の農地2筆、3,112㎡、

議案第4号の68番、高来地区、高来町山道の農地2筆、455㎡、

議案第4号の69番、高来地区、高来町汲水の農地2筆、2,415㎡、

議案第4号の70番、高来地区、高来町汲水の農地2筆、596㎡の

計8,200㎡を、議案第5号の12番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、レタス、ブロッコリーの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大につながります。

以上 第4号議案の52番から70番までの申出は農地中間管理事業の実施に係るものと認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号の要件を満たしています。また、第5号議案の1番から12番までの農用地利用配分計画は、「農地中間管理事業の実施に関する規程」の「貸付先決定ルール」に基づき作成されたものであります。

議 長 議案第4号の52番から70番、また、議案第5号の1番から12番について、何かご質問はありませんか。

委 員 議案第5号の12番で配分を受ける方は、今回8反くらいの配分を受ける訳ですが、現在の耕作面積はゼロということで、例えば父親と一緒にやっているのかそれとも新規に始めるのか説明をお願いします。

事 務 局 この方は父親が雲仙市で法人を経営されていて、一緒に農業をされていると聞きました。今回の件は、高来町の方から頼まれて、この地区に入植されるそうです。実際お会いして話を聞いたのですが、近い将来は高来町に住むということで、今は個人で認定農業者となっていますが、将来的には法人を立ち上げる計画を持っていますので、その時は法人で認定農業者となって法人で農地を借りよう考えているそうです。

委 員 補足説明をしますと、この方はこの地区において裏作でブロッコリーやレタスの栽培をしています。これとは別に新しく農地を探していたところ、地域の方がこれだけ集めてきたということです。

議 長 他にご質問はありませんか。  
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、議案第4号の52番から70番を許可し、議案第5号の1番から12番を「意見なし」とすることにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第4号の52番から70番を許可し、議案第5号の1番から12番を「意見なし」とすることに決定いたします。

(報 告)

事 務 局 次に、報告案件について、事務局より報告願います。  
報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書受理の件」について報告します。小栗地区から1件、小野地区から2件、本野地区から1件、長田地区から1件、多良見地区から1件、飯盛地区から1件、合計7件出ています。届出理由は、1番から5番及び7番が相続により農地の所有権を取得したため、6番は持分放棄により農地の所有権を取得したためです。  
報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件」について報告します。小野地区から1件、長田地区から1件、多良見地区から1件、森山地区から2件、合計5件の通知が出ています。解約理由としましては、小野地区の1件は、耕作者を変更するため、長田地区の1件は、都合により耕作できなくなったため、多良見地区の1件及び森山地区の2件は農地中間管理機構に貸し付けるためとなっております。  
報告第3号「農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件」につきましてご報告いたします。  
1番、日の出町の畑4.55㎡を道路用地にする売買の届出です。  
2番、真崎町の田2筆、計1,885㎡を住宅用地にする売買の届出です。  
3番、真崎町の田及び畑5筆、計1,461.23㎡を住宅用地にする売買の届出です。

4番 貝津町の田859㎡の一部235㎡を仮設事務所及び駐車場用地にする賃貸借5か月の一時転用の届出です。

5番 多良見町木床の田215㎡を住宅用地にする売買の届出です。

報告第4号「農地法第5条の規定による農地転用届受理通知書の取消願の件」につきましてご報告いたします。

1番、多良見町木床の田215㎡を住宅用地にする売買の届出を10月11日付けで受理しておりましたが、届出人の都合により取消願が提出されましたので、10月29日付けで取消願を受理いたしました。

報告第5号「農業用施設届出書受理の件」につきましてご報告いたします。

1番、多良見町化屋の田1筆407㎡の一部29.3㎡に井戸を設置する届出です。

報告第6号「農地改良等届出書受理の件」について報告します。

1番、宗方町の田1筆378㎡について、田畑転換する届出です。周囲が水田及び水路で田植え時期以降浸水し、現在のままでは利用できないため田畑転換を行うものです。工事後はトマト、なす、スイカ等を作付する計画となっております。

2番、有喜町の田1筆1,803㎡について、田畑転換する届出です。灌漑水が不足し、水稻の収穫が不安定であったため田畑転換を行うものです。工事後はカボチャ、里いも、玉ねぎ等を作付する計画となっております。

3番、有喜町の田1筆953㎡について、田畑転換する届出です。灌漑水が不足し、水稻の収穫が不安定であったため田畑転換を行うものです。工事後はカボチャ、キュウリ等を作付する計画となっております。

4番、貝津町の田1筆709㎡について、田畑転換する届出です。申請地は湿地帯で頻繁に冠水し、水稻の収穫が不安定であったため田畑転換を行うものです。工事後はじゃがいも、里いも等を作付する計画となっております。

報告第7号「非農地通知申出書受理の件」について報告します。

諫早地区から1件、有喜地区から1件、真津山地区から1件、本野地区から2件、多良見地区から9件、高来地区から1件、合計15件の申出を受理いたしました。利用状況調査の結果、すべて山林・原野化していると判断されている所です。

以上で報告を終わります。

議 長 ただいまの報告の件について、何かご質問はありませんか。  
（「なし」と言う者あり）

議 長 なければ、報告の件は、ご了承をお願いいたします。

議 長 以上をもちまして、ただいま議決されました案件は全て終了いたしました。  
お諮りします。

議決されました案件につきましては、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議 長 ご異議ありませんので、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任



することに決定いたしました。

議長 本日の、農地法等に係る審議結果をご報告します。

議案第1号 農地法第3条許可 1件。

議案第2号 農地法第4条許可 2件。

議案第3号 農地法第5条許可 9件。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定 70件。

議案第5号 農地中間理事業に係る農用地利用配分計画 12件。

以上、審議件数は、全部で94件でございました。

以上で本日の審議事項等はすべて終了いたしました。

委員さん方から何かご質問等はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議事局長 なければ、事務局から連絡事項等はありませんか。

(事務連絡)

議長 ありがとうございます。それでは、これをもちまして、令和元年度諫早市農業委員会第8回総会を閉会いたします。ありがとうございました。

議長 \_\_\_\_\_ (印)

議事録署名人 \_\_\_\_\_ (印)

議事録署名人 \_\_\_\_\_ (印)